

鳥取県教育委員会 学校業務カイゼンプラン

平成30年3月

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会 学校業務カイゼンプラン

～時間のゆとりは心のゆとり 「自ら変革」～

現在、学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加する中、教職員の時間外業務が常態化しているのが実態です。教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの教育活動を充実させるためにも、県教育委員会では「学校業務カイゼンプラン」を策定し、学校現場の働き方改革に取り組みます。

目的

教職員の多忙解消及び負担軽減に向けた取組を推進することで、教職員の心身の健康保持に努めるとともに、一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図る。

目標

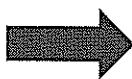
- ①月80時間超の長時間勤務者の解消
- ②月当たりの時間外業務：平成29年度比25%削減（平成32年度実績で達成）
＜現状＞月1人当たりの時間外業務【参考値：平成28年度】
小：49.9時間 中：60.0時間 高：28.3時間 特：13.6時間
(小中学校は9月勤務実態調査、高等学校及び特別支援学校は年間実績)

＜スケジュール＞

年度	H30	H31	H32
月1人当たりの時間外業務	10%減	15%減	25%減

学校業務カイゼン活動取組内容

1. 時間管理意識保持の徹底



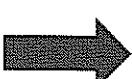
削減の目安(全校種)
7.5時間／月
(1日当たり約30分)

2. 業務の見直し・削減



削減の目安(全校種)
3.5時間／月
(1日当たり約15分)

3. システム等の活用による
業務の削減、効率化推進



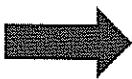
削減の目安(小・中)
10時間／月
(1日当たり約40分)

4. 部活動の在り方の見直し



削減の目安(中・高)
6時間／月
(土日のうち1日)

5. 外部人材の配置



削減の目安(小・中・高)
1時間／月

鳥取県教育委員会 学校業務カイゼン活動 取組内容

学校業務カイゼンプランにおいては、以下のような取組を柱に、学校業務カイゼン活動を進めていくこととします。

1. 時間管理意識保持の徹底

① 早期退勤に関する取組の徹底

- ・教職員各自が月1回設定する「帰ら一Day」（定時退勤日）の取組を徹底します。
- ・会議や研修、部活動のない一斉退勤日を校内で設定し、取組を徹底します。

② 管理職員の時間管理意識の向上

- ・教職員いきいき！トップセミナー、新任校長研修等管理職員等に対する研修会等において、学校現場への働き方改革の視点の導入に向けた研修を行います。

③ 長時間勤務者への管理職員による面接指導の実施

- ・月80時間を超える長時間勤務者の把握を適切に行い、管理職員等による面接指導を実施するとともに、長時間勤務解消のための対策に取り組みます。

④ 教育委員会と学校とが一体となった取組の推進

- ・全校種の校長や市町村教育委員会の代表を委員に含めた「学校業務カイゼン活動推進検討会」において、国の動き等を踏まえながら、取組方針や具体的な取組内容について、全県的な視点で検討します。
- ・外部講師の指導等も受けながら、教育委員会が各学校の進捗状況を確認しつつ、学校業務カイゼン活動の取組を進めています。

2. 業務の見直し・削減

① 学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（行事・会議・分掌見直し等）

- ・業務の削減に向けて、学校行事・研修会等を抜本的に見直すとともに、早期の計画立案等による組織的な運営や、会議の集約化・会議時間の上限設定を行うなど、効率化を図ります。
- ・各教職員の時間外業務の状況等も勘案しながら、毎年度校務分掌の整理・統合等の見直しを行い、業務の削減・効率化及び業務量の平準化を図ります。

② 教育委員会による調査、会議、研修等の見直し

- ・学校に対する調査の調査項目の削減、全校調査から抽出調査へ変更などの見直しを行います。
- ・教育委員会主催の会議の必要性の再点検、複数の研修の統合などの見直しを行います。

③ 県内外の優良取組事例の収集・全県展開

- ・学校ルールブックの作成など、県立学校の学校カイゼン推進校や小中学校におけるモデル校での取組事例の横展開を推進します。
- ・負担軽減効果の大きな優良事例を収集し、事例集を作成するなど、全県展開を行います。

3. システム等の活用による業務の削減、効率化推進

① 学校業務支援システムの有効活用

- ・平成30年度から県内全ての市町村立学校で導入する学校業務支援システムを効果的に活用し、業務の効率化を進めます。

② 既存データファイルの共有・活用

- ・共有電子フォルダの整理やファイルの保存方法のルール設定などを行うことで、過去に作成した教材や定型文書の雛形等が容易に活用できるようになります。

4. 部活動の在り方の見直し

① 部活動休養日、活動時間厳守の徹底

- ・関係競技団体等の協力も得ながら、全県的に部活動休養日の取組を徹底します。

中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）

：原則週2日（平日1日、土日のうちいずれか1日）

高等学校：原則週1日（土日のうちいずれか1日）

- ・1日の活動時間は、中学校、高等学校いずれも、原則として、長くとも平日2時間程度、休日3時間程度の活動を限度とします。

※特別支援学校の中学校部、高等部についても同様とします。

※高等学校の部活動休養日については、当面は上記のとおりとしますが、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、今後検討することとしている「運動部活動の在り方に関する方針」の中で、引き続き検討します。

② 部活動指導者研修会の開催

- ・より効率的・効果的な部活動の実施のため、全国の先進事例等を元にした研修会を開催します。

5. 外部人材の配置

① 「教員業務アシスタント」による事務業務の軽減

- ・授業準備や印刷業務など、教員の事務的業務をサポートする非常勤職員を配置し、教員の事務負担を軽減します。

② 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用

- ・部活動を要因とする長時間勤務者の負担軽減のため、部活動の単独指導・引率が可能な部活動指導員を配置します。

- ・地域人材等を活用して部活動における外部指導者の確保に努めるとともに、単独指導の実施のための課題整理など、より有効な活用方法について検討していきます。

<参考>

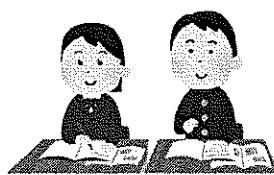
このたび策定した学校業務カイゼンプランのほかに、これまで作成した手引き、アクションプラン等を併せて活用しながら、取組を進めていきます。

・「学校カイゼン活動の手引き」

学校改善モデル校として平成26年度に取組を実施した県立学校におけるカイゼン事例を元に作成（平成27年5月）。

・「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」

各市町村（学校組合）立学校での業務改善の一層の推進のため、県教育委員会、市町村（学校組合）教育委員会、校長会との協働により策定（平成28年2月）。



保護者・地域のみなさまへ ～教職員の働き方改革について～



学校を取り巻く環境が多様化・複雑化し、学校の役割が拡大している中、今後、子どもたちの主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）を推進していくための授業改革など、より一層の教育活動の充実が求められる一方で、学校現場における教職員の業務が肥大化し、長時間勤務の常態化が問題となっているのが現状です。

これまでも、県教育委員会では、「学校カイゼン推進校」の指定などをとおして、業務改善の取組を行ってきたところです。このたび、時間外業務の削減目標等を定めた「学校業務カイゼンプラン」を策定するとともに、下記のような取組をとおして教職員の心身の健康保持に努めることで、一人ひとりの生徒の指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図ることとしていますので、取組への御理解と御協力をお願いします。

記

1. 教職員の意識改革及び時間外業務（勤務）の削減

- 各学校における業務改善の取組や研修等をとおして、教職員の勤務時間に対する意識の向上を図るとともに、各種調査や研修の削減、会議時間の短縮など、業務改善の取組を進めます。
- 県立学校で平成23年度から実施している「帰ら一DAY」（定時退勤日）や「リフレッシュ週」（定時退勤週）の実施の徹底や、一斉退校日を設定するなど、勤務時間以降の早期退勤を積極的に推進します。

2. 外部人材の活用

- 教職員の事務的業務をサポートする職員（教員業務アシスタント）や、地域人材等を活用して、部活動の単独指導や単独引率が可能な部活動指導員を一部の学校に配置し、業務の負担軽減に努めます。

3. 部活動休養日の設定

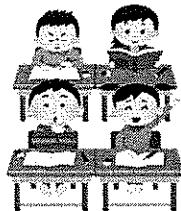
- 学校教育における部活動は、学校教育の一環として重要な教育的意義を有するものであります。適切な休養を伴わない活動は、生徒や教職員にとって心身の健康を損ねる結果を招くことになりますので、関係団体等の理解や協力を得ながら、原則として以下のとおり部活動休養日を設定します。

中学校・・・週当たり2日（平日1日、土日1日）

高等学校・・・週当たり1日（土日のうちいずれか）

※特別支援学校の中学校部、高等部についても同様とします。

※高等学校については当面は上記のとおりとしますが、今後見直しを検討します。



保護者・地域のみなさまへ ～教職員の働き方改革について～



学校を取り巻く環境が多様化・複雑化し、学校の役割が拡大している中、今後、子どもたちの主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）を推進していくための授業改革など、より一層の教育活動の充実が求められる一方で、学校現場における教職員の業務が肥大化し、長時間勤務の常態化が問題となっているのが現状です。

これまでも、「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」等に基づき、学校現場での業務改善の取組を実施しているところです。このたび県教育委員会が策定した「学校業務カイゼンプラン」も参考にしつつ、下記のような取組をとおして、教職員の心身の健康保持に努めることで、一人ひとりの児童生徒の指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図ることとしていますので、取組への御理解と御協力をお願いします。

記

1. 教職員の意識改革及び時間外業務（勤務）の削減

- 各学校における業務改善の取組や研修等をとおして、教職員の勤務時間に対する意識の向上を図るとともに、平成30年度から運用開始する学校業務支援システムの効果的な活用、各種調査や研修の削減、会議時間の短縮など、業務改善の取組を進めます。
- 定期的に（月に1回、毎週○曜日等）一斉退校日を設定するなど、勤務時間以降の早期退勤を積極的に推進します。

2. 外部人材の活用

- 県教育委員会の補助事業等を活用し、教職員の事務的業務をサポートする職員（教員業務アシスタント）や、部活動の単独指導や単独引率が可能な部活動指導員を一部の学校に配置し、業務の負担軽減に努めます。

3. 部活動休養日の設定

- 学校教育における部活動は、学校教育の一環として重要な教育的意義を有するものであります。適切な休養を伴わない活動は、生徒や教職員にとって心身の健康を損ねる結果を招くことになりますので、関係団体等の理解や協力を得ながら、原則として以下のとおり部活動休養日を設定します。

中学校・・・週当たり2日（平日1日、土日1日）

（参考）高等学校・・・週当たり1日（土日のうちいずれか）

※義務教育学校の後期課程は中学校に含みます。

平成30年〇月 ○○教育委員会

※各市町村の実態に応じて修正をお願いします。



第201700318427号

平成30年3月29日

各県立学校長 様

鳥取県教育委員会教育長
(公印省略)

「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」の策定及び学校における時間外業務
(勤務) 削減に向けた取組の推進について(通知)

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校の役割が拡大する中、教職員が担う業務は多岐に渡っており、教職員の時間外業務(勤務)の常態化と、これに伴う健康への影響が懸念されるところです。

県教育委員会では、平成25年度に「教職員いきいき!プロジェクトチーム」を設置し、学校カイゼン推進校の指定による取組などにより、学校の業務をさまざまな角度から見直すなど、多忙解消・負担軽減の取組を続けており、昨年度末には、全校種の代表者及び外部有識者も委員に加え、新たに「学校業務カイゼン活動推進検討会」を立ち上げ、さらなる取組を進めているところです。

これまでの取組により一定の成果は見られるものの、全ての学校で成果が現れているとは言えず、今後は、これまでの取組から一歩踏み出し、実効性のある取組の充実が必要です。

このためには、「学校における働き方改革に係る緊急提言について(平成29年9月6日付第201700140385号教育長通知)」で通知したとおり、「今できることは直ちに行う」という認識を全ての教育関係者が共有し、学校業務カイゼン活動の一層の取組推進、人的措置の充実を図るとともに、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)」(平成30年2月14日付第201700279719号教育長通知)で通知したとおり、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策や、学校が作成する計画等や組織運営に関する見直し、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置など、多方面から対策を講ずる必要があります。

一方、国においては、働き方改革推進のための法案作成が進められており、時間外労働の限度について、原則月45時間、年360時間と示され、罰則付きの法改正に向けた検討が行われており、文部科学省においては、教員等についても、上記数値を目安に、時間外業務の上限時間設定に向けたガイドラインの策定が進められているところです。

こうした状況を踏まえ、本県においても、時間外業務(勤務)時間の具体的な削減目標を設定するなど、本県における学校業務カイゼンに係る目標を明確化し、取組を一層加速させるため、学校業務カイゼン活動推進検討会等で検討を行い、別紙のとおり、「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定しました。

各県立学校長においては、本プランを踏まえつつ、下記のとおり、学校における時間外業務(勤務)削減に向けた取組を積極的に推進していただき、教職員が心身ともに健康を維持し、教育活動に専念できる職場環境の充実に努めてくださるようお願いします。

なお、時間外業務(勤務)の削減のためには、教職員の勤務実態の正確な把握が不可欠であることから、出退勤時刻を実態と異なる内容で記録することのないよう、記録の目的などを十分に周知し、適正な出退勤時刻の記録を徹底してくださるようお願いします。

また、別紙「保護者・地域のみなさまへ～教職員の働き方改革について～」のとおり保護者の方等へ取組への理解啓発を図るためのチラシを作成し、県教育委員会のホームページへも掲載しますので、保護者の方等へ配布するなど、活用してくださるようお願いします。

併せて、鳥取県高等学校 P T A 連合会長及び鳥取県特別支援学校 P T A 連合会長に対し、別添写しのとおり通知していますので御承知ください。

記

1 学校業務カイゼン目標

○平成32年度において、各校月1人当たり時間外業務（勤務）時間数を対29年度比で25%削減することとし、以下のとおり年次的に削減を行うこと。

年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月1人当たりの 時間外業務（勤務）時間数	▲10%	▲15%	▲25%

○月80時間を超える時間外業務（勤務）を行う教職員を解消すること。

2 学校における時間外業務（勤務）削減に向けた取組について

各県立学校長は、時間管理意識の向上等、学校業務カイゼンに向けた教職員の意識改革を行うとともに、上記1の学校業務カイゼン目標に沿って、平成30年度に向けた自校の目標時間を設定すること。設定に当たっては、平成29年度の平均時間外業務（勤務）時間を基に、毎月の目標時間を明確にすること。

なお、学校業務カイゼン活動については、学校カイゼン推進校指定の有無にかかわらず取組計画書及び報告書の提出を依頼しているところであり、平成30年度の計画作成に当たっては、自校教職員の時間外業務（勤務）の内容の分析等を校内衛生委員会等で行うとともに、それに基づく学校教育活動の見直し（削減）やこれまで情報提供している各校で実施済の優良事例等を積極的に取り入れるなど、自校での取組推進を図ること。

その際、校内衛生委員会等で議論された時間外業務（勤務）削減に向けた取組に関わる内容を、職員会議等で教職員に周知することにより、教職員の意識改革や取組の推進につなげていくこと。

※毎月の目標時間設定例

(時間)

	4月	5月	6月	...	3月	平均
平成29年度の平均時間外業務（勤務）時間（基準時間）	50.0	55.5	45.5		40.0	40.5
平成30年度の平均時間外業務（勤務）時間（目標時間）	45.0	50.0	41.0		36.0	36.5

3 長時間勤務者の把握及び改善指導について

月80時間を超えて時間外業務（勤務）を行う教職員については、心身の健康に対する影響が特に懸念されることから、各県立学校長は、日頃から該当教職員の時間外業務（勤務）の状況を注視し、適宜当該教職員と面談を行うほか、校内衛生委員会で検討するなどした上で、校務分掌の見直し等、解消に向けた具体的な対策を速やかに講じること。

4 部活動における教員の負担軽減について

部活動休養日については、「部活動休養日等の設定について（通知）」（平成30年3月19日付第201700314572号鳥取県教育委員会教育長通知）により通知したところであるが、各学校長は、部活動が教職員の時間外業務の主な要因となっていることを強く認識するとともに、行き過ぎた活動により子どもの心身の健康を損なうことのないよう、部活動休養日の設定その他部活動に係る負担軽減の取組の徹底を図ること。

5 取組内容等の報告について

上記の取組内容等について、別途通知するところにより、取組計画書及び取組報告書を提出すること。

【担当】 教育人材開発課

人事企画・業務改善担当 有岡、徳田

電 話：0857-26-7571、7513

ファクシミリ：0857-26-8094

メールアドレス：ariokah@pref.tottori.lg.jp



第201700318427号

平成30年3月29日

各市町村（学校組合）教育委員会教育長様

鳥取県教育委員会教育長

（公印省略）

「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」の策定及び学校における時間外業務
(勤務)削減に向けた取組の推進について（通知）

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校の役割が拡大する中、教職員が担う業務は多岐に渡っており、教職員の時間外業務（勤務）の常態化と、これに伴う健康への影響が懸念されるところです。

県教育委員会では、平成25年度に「教職員いきいき！プロジェクトチーム」を設置し、各市町村教育委員会とも協働しながら、平成28年2月に作成した「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」の作成など、市町村立学校ワーキンググループにおける取組等を通じて、教職員の多忙解消・負担軽減の取組を続けてきました。

また、昨年度末には、全校種の代表者及び外部有識者も委員に加え、新たに「学校業務カイゼン活動推進検討会」を立ち上げ、さらなる取組を進めているところです。

これまでの取組により一定の成果は見られるものの、市町村立学校に係る平成28年9月分の勤務実態調査等の結果を見ても、全ての学校で成果が現れているとは言えず、今後は、これまでの取組から一步踏み出し、実効性のある取組の充実が必要です。

このためには、「学校における働き方改革に係る緊急提言について（平成29年9月6日付第201700140385号教育長通知）」で通知したとおり、「今できることは直ちに行う」という認識を全ての教育関係者が共有し、学校業務カイゼン活動の一層の取組推進、人的措置の充実を図るとともに、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」（平成30年2月14日付第201700279719号教育長通知）で通知したとおり、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策や、学校が作成する計画等や組織運営に関する見直し、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置など、多方面から対策を講ずる必要があります。

一方、国においては、働き方改革推進のための法案作成が進められており、時間外労働の限度について、原則月45時間、年360時間と示され、罰則付きの法改正に向けた検討が行われており、文部科学省においては、教員等についても、上記数値を目安に、時間外業務の上限時間設定に向けたガイドラインの策定が進められているところです。

こうした状況を踏まえ、本県においても、各市町村（学校組合）教育委員会とも目標設定等について協議しながら、学校業務カイゼン活動推進検討会等で検討を行い、本県における学校業務カイゼンに係る目標を明確化し、取組を一層加速させるため、別紙のとおり、「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定しました。

については、県教育委員会としては、各県立学校長宛に別添写しのとおり通知し、県立学校における時間外業務（勤務）削減に向けた取組を積極的に推進していきますので、各市町村（学校組合）教育委員会においても、これを参考に同様の取組を行っていただき、教職員が心身ともに健康を維持し、教育活動に専念できる職場環境の充実に努めてくださるようお願いします。

なお、時間外業務（勤務）の削減のためには、教職員の勤務実態の正確な把握が不可欠であることから、出退勤時刻を実態と異なる内容で記録することのないよう、記録の目的などを十分に周知し、適正な出退勤時刻の記録を徹底してくださるようお願いします。

また、別紙「保護者・地域のみなさまへ～教職員の働き方改革について～」のとおり保護者の方等へ取組への理解啓発を図るためのチラシを作成しましたので、必要に応じて修正するなどし、保護者の方へ配布するなど、活用してくださるようお願いします。

併せて、鳥取県PTA協議会長に対し、別添写しのとおり通知していますので御承知ください。

【担当】人事企画・業務改善担当 有岡、徳田

電話：0857-26-7571、7513

ファクシミリ：0857-26-8094

メールアドレス：ariokah@pref.tottori.lg.jp



第201700318427号

平成30年3月29日

鳥取県PTA協議会長様

鳥取県教育委員会教育長

(公印省略)

教職員の働き方改革について(通知)

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校の役割が拡大する中、教職員が担う業務は多岐に渡っており、教職員の時間外業務(勤務)の常態化と、これに伴う健康への影響が懸念されるところです。

県教育委員会では、平成25年度に「教職員いきいき!プロジェクトチーム」を設置し、各市町村(学校組合)教育委員会とも協働しながら、平成28年2月に作成した「市町村立学校に係る業務改善アクションプラン」などに基づき、教職員の多忙解消・負担軽減の取組を続けてきました。また、昨年度末には、全校種の代表者及び外部有識者も委員に加え、新たに「学校業務カイゼン活動推進検討会」を立ち上げ、さらなる取組を進めているところです。

このたび、時間外業務(勤務)時間の具体的な削減目標を設定するなど、本県における学校業務カイゼンに係る目標を明確化し、取組を一層加速させるため、同検討会等で検討を行い、別紙のとおり、「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定しました。

つきましては、こうした取組について御理解いただくとともに、別紙「保護者・地域のみなさまへ～教職員の働き方改革について～」のとおり、保護者の方等へ取組への理解啓発を図るためのチラシ案を作成し、各市町村(学校組合)教育委員会に対して、必要に応じて修正の上、各学校を通じて配布していただくよう依頼していますので、御承知いただきますようお願いします。

【担当】教育人材開発課

人事企画・業務改善担当 有岡、徳田

電話: 0857-26-7571、7513

ファクシミリ: 0857-26-8094

メールアドレス: ariokah@pref.tottori.lg.jp



第201700318427号
平成30年3月29日

鳥取県高等学校 P T A 連合会長
鳥取県特別支援学校 P T A 連合会長

様

鳥取県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

教職員の働き方改革について（通知）

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校の役割が拡大する中、教職員が担う業務は多岐に渡っており、教職員の時間外業務（勤務）の常態化と、これに伴う健康への影響が懸念されるところです。

県教育委員会では、平成25年度に「教職員いきいき！プロジェクトチーム」を設置し、県立学校における学校カイゼン推進校の指定による取組などにより、学校の業務をさまざまな角度から見直すなど、多忙解消・負担軽減の取組を続けており、昨年度末には、全校種の代表者及び外部有識者も委員に加え、新たに「学校業務カイゼン活動推進検討会」を立ち上げ、さらなる取組を進めているところです。

このたび、時間外業務（勤務）時間の具体的な削減目標を設定するなど、本県における学校業務カイゼンに係る目標を明確化し、取組を一層加速させるため、同検討会等で検討を行い、別紙のとおり、「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定しました。

つきましては、こうした取組について御理解いただくとともに、別紙「保護者・地域のみなさまへ～教職員の働き方改革について～」のとおり、保護者の方等へ取組への理解啓発を図るためのチラシを作成し、後日各学校を通じて配布する予定ですので、御承知いただきまますようお願いします。

【担当】 教育人材開発課

人事企画・業務改善担当 有岡、徳田

電 話：0857-26-7571、7513

ファクシミリ：0857-26-8094

メールアドレス：ariokah@pref.tottori.lg.jp